

お知らせ

上場株式等の取得費の特例の取扱いについて

～上場株式等の取得費の特例が廃止されました。～

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例制度については、**平成22年12月31日をもって廃止**されました。

このため、平成23年1月1日以後は、実際の取得費をもって上場株式等の譲渡損益を計算することになります。

～上場株式等の取得費の特例～

平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を売却した場合における収入金額から控除する取得費は、その上場株式等の実際の取得費と平成13年10月1日の終値の80%に相当する金額とを比較して、いずれか有利な方を選択することができます。

また、この特例の適用により譲渡損失が生じた場合であっても、他の株式等の譲渡に係る譲渡益と通算できるほか、一定の要件を満たせば、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例も適用することができます。

この特例を使用できるのは平成22年分の確定申告が最後となります。

平成22年において株式譲渡がある方については、売買損益の計算が有利になる可能性が高いので、特例価額を確認して計算してみてください。